特定非営利活動法人塩尻市スポーツ協会　表　彰　規　程

第１条　特定非営利活動法人塩尻市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第５条に基づく表彰規程を定めるものとする。

第２条　本会は、この規程の定めるところにより、スポーツの振興に功績のあった次の各号に該当する個人又は団体を表彰する。

（１）社会体育関係役員として、多年その役職に従事し、誠実熱心に社会体育の振興に貢献したもの。

（２）社会体育振興上特に必要な施設に協力したもの。

（３）競技会等において特に優秀な成績を収めたもの。

（４）前各号に該当しないが、社会体育振興に関し、特に表彰すると認められるもの。

第３条　表彰の推薦は、毎年定められた日までに加盟団体の長から本会会長に推薦書を提出しなければならない。

第４条　本会は、この規程の定めるところにより、関係機関・団体への表彰該当者について推薦内申することができる。

第５条　表彰は、本会の理事会の承認を経て、毎年適切な時期にこれを行う。

第６条　表彰は功労賞、栄光賞とし表彰状、記念品を授与しこれを行う。

　附　則

この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

　　附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

　　附　則

この規程の法人名を令和５年７月１８日名称変更により変更する。

特定非営利活動法人塩尻市スポーツ協会表彰審査選考基準

１　功労賞（規程第２条１号第２号関係）

（１）個人の部

ア　加盟団体からの候補推薦は、原則として１名とする。

ただし、特別の事情のある場合は、２名までとする。

イ　候補者の年齢は４０歳以上とする。

ウ　候補者は、当該推薦団体の役職に１０年以上にわたり従事し、功績のあった者

を原則とする。

（２）団体の部

ア　団体の活動及び運営が定期的、計画的、組織的に行われているものとする。

イ　活動の内容が地域等のスポーツ振興に貢献しているとともに他の団体の範となる団体とする。

ウ　設立から１０年以上の実績があり、活動が年々向上していると認められるもの

２　栄光賞（規程第２条第３号関係）

　　ア　ブロック（５県以上）大会以上の競技会で優勝した個人又は団体。

　　イ　各種県的大会２年連続優勝した個人又は団体。

　　ウ　国民体育大会２回以上出場した個人又は団体。

　　エ　各種全国大会８位以内に入賞した個人又は団体。

オ　オリンピック、パラリンピックに出場者した個人・団体には別途表彰する。

３　候補者の推薦は、原則として表彰事績が生じた日から１年以内とする。ただし、規程の改正があった初年度はこの限りではない。

４　表彰規程第３条の推薦が無くとも、本会の推薦によりこれを表彰することができる。

５　１に規定する「役職」とは、次のものをいう。

　競技部にあっては、部長・副部長・理事長・事務局長・会計・専門委員長以上とする。

　地区体育協会、団体にあっては、会長・副会長・事務局長・会計・専門部長以上とし、

支部体協における役職期間を三分の一まで加算することができる。

　　附　則

　この基準は、平成１４年4月１日から施行する。

　　附　則

　この基準は、平成１８年４月１日から施行する。

　　附　則

　この基準は、平成３０年４月１日から施行する。

　　附　則

この基準の法人名を令和５年７月１８日名称変更により変更する。

　　附　則

　この基準は、令和６年８月２７日から施行する。